

平成 20 年 6 月 17 日
S B I アクサ生命保険株式会社

災害救助法適用地域における特別取扱いの実施について

この度の岩手・宮城内陸地震により被害を受けられました皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法適用地域で被災されましたご契約者さまのご契約に関しまして、下記のとおり特別取扱いを実施させていただきます。

【特別取扱いの内容】

1. 保険料払込猶予期間の延長について

ご契約者さまからのお申し出により、保険料のお払込みについてご猶予期間を最長で 6 ヶ月まで延長させていただきます。

2. 保険金・給付金の簡易迅速なお支払いについて

保険金・給付金のお手続きの際、お申し出により、必要書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡易なお取扱いをさせていただきます。

【岩手・宮城内陸地震による災害救助法の適用状況】

法適用日	災害救助法適用地域(厚生労働省発表)
平成20年6月14日	【岩手県】 一関市（いちのせきし） 奥州市（おうしゅうし） 北上市（きたかみし） 胆沢郡金ヶ崎町（いさわぐんかねがさきちょう） 西磐井郡平泉町（にしいわいぐんひらいずみちょう） 【宮城県】 栗原市（くりはらし） 大崎市（おおさきし）

【お客さまからのお問合せ先】

カスタマーサービスセンター

電話番号：0120-953-831

受付時間：9：00～18：00

（土・日・祝日・年末年始の弊社休業日を除く）